

令和2年度第1回新居浜市隣保館運営審議会会議録

日 時 令和2年8月7日（金）19時から19時45分

場 所：瀬戸会館 1階会議室

参加者：委 員 古川和彦委員、原寿也委員、大原豪委員、高津英正委員、高津章人委員、
渡邊優津子委員、小野博委員、小野雅之委員、高橋美鈴委員、
田中利季委員、眞鍋慶子委員

事務局 人権擁護課長、瀬戸会館館長、瀬戸会館指導員

傍聴者：なし

- 議 事：1 令和元年度事業報告
2 令和2年度事業計画
3 その他

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>皆さん今晚は、定刻が参りましたので、ただいまから、「令和2年度第1回新居浜市隣保館運営審議会」を開催いたします。このたびは新居浜市隣保館運営審議会委員にご就任いただくとともに、ご多忙のところ本審議会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>私、この会の事務を担当させていただきます、人権擁護課の青木と申します。議題の審議に入るまで会の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、本審議会ですが、新居浜市隣保館運営審議会規則により、委員の過半数の出席がなければ開くことができないこととなっておりますが、本日は委員総数11名の全委員にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。</p> <p>次に、新居浜市審議会等の公開に関する要綱に基づき、当審議会は原則公開することとしており、具体的な会議の運営におきましては、事前に開催日時などを市民にお知らせして傍聴を認めること、また、会議の開催結果について、議事録などを公表することとしておりますのでご了承ください。</p> <p>なお、本来なら市民環境部長が開会のご挨拶を申し上げるべきでございますが、本日はまちづくり校区懇談会の開催により出席が叶いませんので、ご了承ください。</p> <p>瀬戸会館は、地域社会の中で福祉の向上や人権啓発・住民交流の拠点となるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題のための様々な事業を行う施設として設置されております。</p> <p>福祉と人権のまちづくりを推進するため、生活相談員を配置して住民の支援に取り組む相談機能強化事業や、館の外へ出て支援や啓発を行う周辺地域巡回事業</p> |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| | <p>等も行うことで、地域の皆様に必要とされる拠点となるよう取り組みを進めておりますが、まだまだ多くの皆様に館の役割が認識されていない状況であると考えています。住民交流の拠点として地域の皆様に親しまれる瀬戸会館となりますよう、今後の館の運営等についてご意見をいただきましたら幸いです。</p> <p>それではお手元に配布しております会議次第にそって、進めさせていただきます。本来であれば改選後初の審議会ですので、委員の皆様お一人お一人に対して委嘱状をお渡しすべきでございますが、時間の関係上あらかじめ皆様のお席の方に委嘱状を配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>なお、新居浜市隣保館運営審議会規則により、委員の任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間となっておりますのでよろしくお願いたします。</p> <p>当審議会の設置目的につきましては、委員の皆様にお配りいたしております「新居浜市隣保館設置及び管理条例」第7条に規定しておりますように、瀬戸会館の運営に関する事項を調査し、審議するための諮問機関として設置されたものであります。</p> <p>今後の瀬戸会館の運営及びあり方等について、ご意見等をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>お席には、あらかじめ委員名簿をお配りしております。団体名やお名前などをご確認いただき、誤り等がありましたら申し訳ありませんが、私の方までお知らせください。</p> <p>次に会長及び副会長の選出でございます。新居浜市隣保館運営審議会規則におきまして、「会長及び副会長を置く」、また「会長及び副会長は委員の互選により定める」と規定されております。</p> <p>どなたか会長・副会長の選出について、ご意見等をお願いいたします。</p> |
| 委員 | — 委員の中から意見はなし — |
| 事務局 | 会長・副会長の選出についてご意見が無いようでしたら、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか？ |
| 委員 | — 全委員了承 — |
| 事務局 | では事務局の提案として、会長に愛媛県人権対策協議会新居浜支部の高津英正委員さん、副会長に瀬戸会館活動連絡協議会の小野博委員さんをお願いをできたらと考えておりますが、ご賛同をいただけますでしょうか。 |

| | |
|-----------|---|
| 委員 事務局 | <p>— 異議なし— ありがとうございました。 それでは高津英正委員さんに会長を、小野博委員さんに副会長をお願いするということで、恐れ入りますが、お二方には、席の移動をお願いいたします。 それでは、ここからの議事の進行につきましては、会長へお願いしたいと思えます。高津会長、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>ただいま、当審議会の会長にご承認をいただきました高津でございます。各委員の皆様方のご協力をいただきながら、会長として今後この会議を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。</p> |
| 副会長 | <p>当会議の目的が達成されるよう、精一杯取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。</p> |
| 会長 | <p>それでは、これより議事に入ります。 議題（１）令和元年度事業報告について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【令和元年度事業報告について事務局説明】</p> |
| 委員 | <p>令和元年度事業報告について事務局から説明がありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>事業の中で、例えば人権対策協議会支部が開催した会議等の人数も集計されているのですか。</p> |
| 事務局 | <p>内訳の中で、その他の欄に含めています。</p> |
| 委員 | <p>隣保館では相談業務が重要だと思いますが、支援方策検討委員会は、年間で数回開催されたのですか？もしくは、直近で開催の予定はありますか。 以前に、障がい者の職業相談に関する相談があったと思いますが、解決に向かったのですか。</p> |
| 事務局 | <p>障がい者に関する相談は瀬戸会館で受付しましたが、検討委員会での提案にはしていません。委員さんからこのケースに関してご相談があり、障がいのあるお子さんの就業について行政の担当者と相談のうえ、障がい者相談支援センターでの就業支援をお願いしました。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>昨年度は支援方策検討委員会を1回開催しておりますが、相談機能強化事業については、どうしても見守り活動的な内容が中心であり、委員会で協議していただく必要のある内容の相談が見当たりませんでした。本年3月には委員会の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施ができていません。</p> |
| 会長 | <p>他に無いようでしたら、次に議題（2）の令和2年度事業計画について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">【令和2年度事業計画について事務局説明】</p> |
| 会長 | <p>令和2年度事業計画について事務局から説明ありましたが、何かご意見ご質問はございませんか。</p> <p>特にご意見が無いようですので、次にその他について、委員の皆様から何かご意見はありますか。</p> |
| 委員 | <p>サークル活動のため貸館を利用することがありますが、その際は新型コロナウイルスの関係で、利用者に住所、名前等を記載してもらっているのですか。</p> |
| 事務局 | <p>サークルの方には利用登録団体の名簿を出していただいているのですが、個人情報保護のため、住所の記載は代表者だけにしており、個人個人の住所や連絡先までは記載しておりせん。</p> |
| 委員 | <p>サークルの名簿は提出されているけれど、その時に参加した人の名簿はないのですね。ウイメンズプラザでは、その時参加した人の名前と電話番号を毎回書くようになっていました。もし、コロナが出た場合に対応できるようにということだと思います。</p> |
| 事務局 | <p>瀬戸会館での貸館も含めてどのような形態で運営するかについては、各公民館の運営方式を参考にしています。公民館においても、個人名簿の提出までは今のところは求めていないようです。</p> |
| 委員 | <p>ウイメンズのような大きな施設では、コロナ感染対策のため、そのような名簿を作っているのですね。</p> |
| 委員 | <p>そうです。もし発症者が出た場合に対応するためのものです。</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>市で現在取り組んでいる、愛媛コロナお知らせネットというのがありますが、瀬戸会館もそれに登録しています。館を利用する際に瀬戸会館のQRコードを皆さんに読み取っていただくと、万が一瀬戸会館で同じ日、同じ時間帯に感染した人が判明した場合には、登録されている方にお知らせが届く様になっています。</p> <p>公民館等の他の施設についても、同様の対応を取っています。</p> |
| 事務局 | <p>特に不特定多数の方が来られる大規模施設については、来館者お一人お一人に、氏名や電話番号を記載してもらっている様です。公民館とか瀬戸会館の利用者は、団体やサークル等のメンバーが中心である程度は追跡が可能のため、そこまでの対応はしていません。</p> |
| 会長 | <p>他にないようでしたら、最後に私から先程事務局からも説明をいただいた「ゆめじゅく便り」でご紹介のあった、愛媛県人権対策協議会新居浜支部が取り組んでいる、「シトラスリボンプロジェクト」を紹介させていただきます。</p> <p>このシトラスリボンは地域、家庭、職場の三つの輪というものを現わしているとのことですが、本日この会に参加している支部長さんを中心に新居浜支部全体で取り組んでおり、市の方でも市長さん、教育長さんにその取り組みを紹介させていただきました。コロナの感染拡大により様々な問題が発生しており、新居浜市においても、全国放送でニュースになったような問題がありました。</p> <p>全国的に様々な人権侵害が発生しており、他人の人権を平気で踏みにじる様な事件が多発していますが、そういうことがまかり通っている社会を変えていこうと、我々も新居浜市においてこうした活動を進めていき、本当の意味で平等で平和な社会が実現できるように取り組んでいきますので、委員の皆さん方にもご理解・ご協力いただければと思っています。</p> |
| 会長 | <p>他にご意見が無ければ、議事を終了いたします。</p> <p>以上で、令和2年度第1回新居浜市隣保館運営審議会を終了いたします。</p> |